

お知らせ

西日本豪雨の影響による土讃線(阿波池田・窪川間)運転見合わせに伴い、連続5日以上運行不能となった区間を含む定期乗車券及び回数乗車券等について、「払いもどし」又は「有効期間の延長」のお取り扱いを実施いたします。

つきましては、対象のお客さま(もしくは対象の可能性のあるお客さま)は、駅係員にお尋ねください。

1 対象となるきっぷ

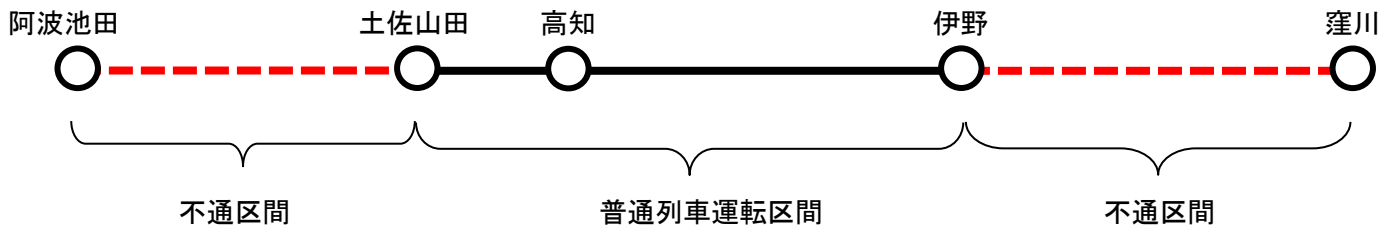
(1) きっぷの種類

- ① 定期乗車券(特急用定期乗車券「快て一き」を含みます。)
- ② 回数乗車券(11枚回数券、6枚回数券、快て一き回数券、Sきっぷ回数券及びトク割回数券等)

(2) きっぷの有効期間

阿波池田・土佐山田間 : 平成30年7月3日～7月9日のうち5日間以上を含むきっぷ
伊野・窪川間 : 平成30年7月3日～7月8日のうち5日間以上を含むきっぷ

2 対象となる区間



区間	対象券種	払いもどし	有効期間の延長
		運行不能日数分または残余枚数分について日割・枚数計算で払いもどしいたします。	運行不能となっていた日数分を有効期間延長いたします。
「---」区間のみ 又は 「---」と「—」 とを連続して利用 する場合	定期乗車券 快て一き 回数乗車券	○払いもどしいたします	○有効期間延長いたします
「—」区間のみ を利用する場合	特急を利用 する回数券	○払いもどしいたします	○有効期間延長いたします
	快て一き	○払いもどしいたします 特急料金部分について払いもどしいたします。	×有効期間延長いたしません

※定期乗車券を有効期限内に「払いもどし」や「有効期間の延長」を行う際は、ご使用中の定期券や回数券を回収させていただき、再交付いたします。

※再交付する定期乗車券は、紙式定期乗車券となりますので、自動改札機がご利用になれません。

※定期乗車券の払いもどしについては、有効期間終了後に行っていただきますようお願い申し上げます。

3 「払いもどし」又は「有効期間の延長」のお取り扱い開始時期について

平成30年7月11日(水)より実施いたします。